別記様式の表（新）

128mm

91mm

第　　号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第44条第１項及び第３項の規定による立入検査等を行う職員の身分証明書

所属庁

氏　名

年　　月　　日　生

年　　月　　日　発　行

有　効　期　間

厚　生　労　働　大　臣　　印

写

真

別記様式の裏（新）

裏

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）抜すい

（立入検査等）

第44条　厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第３条第１項第４号から第６号まで又は第５条第４項の確認を受けた者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

（第２項略）

３　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第34条に規定する者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

４　前３項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（第５項から第８項まで略）

９　第１項から第３項までの規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第60条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

（第一号から第三号まで略）

四　第44条第１項から第３項までの規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第61条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

（第一号及び第二号略）

三　第58条第３号、第59条又は前条　各本条の罰金刑